

憲法は女性の 権利宣言



- 13条 個人の尊厳・幸福追求の権利
- 14条 性による差別の禁止
- 24条 家庭生活における個人の尊重と
両性の平等

戦前(大日本帝国憲法下)の女性は・・・

- *女性は「家」に閉じ込められた
- *妻は夫の「家」に入る
- *妻は「無能力者」
- *男子優先
- *徹底した男女差別教育
- *「軍国の母」を強要→優生思想と不妊手術の強制
- *戦争を支える家庭づくり

だから、憲法 24 条は変えちゃダメ!

自民党改憲草案 (24 条) ※2012 年 4 月

(新設) 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

②両性の合意のみ→「のみ」を削除

③「配偶者の選択、住居の選定」を削除
「家族、扶養、後見、婚姻及び離婚」「並びに親族」を追記

自民党改憲草案は、「個人の尊厳」を奪うもの!

さらに、「家庭教育支援法案」にも要注意!

国家や地方公共団体、学校、保育所、地域住民などが、すべての家庭の子育てに介入する道をひらく家庭教育支援法案。個人より家族、社会、国を尊重する生き方へ!



**わたしたちは
個人の尊厳を守りたい
だから・・・**

3000 万署名で安倍 9 条改憲ストップ!